

マイナンバーに関する概要と 個人番号確認書類のご提出のお願い

(平成 27 年 12 月 30 日までに口座開設されているお客様)

平成 28 年 1 月より、高木証券では、金融商品取引に関する法定書類の作成あるいは提出事務を行うため、お客さまよりマイナンバー（個人番号）を確認できる書類を提出して頂いております。

1. マイナンバー（個人番号）とは・・・

平成 27 年 10 月より、国民一人ひとりに市区町村からマイナンバー（個人番号）という 12 桁の番号が通知（通知カード）されています。

この番号は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、国民の利便性の向上および行政の効率化や公平・公正な社会の実現のために使用されます。

2. 個人番号を確認できる書類のご提出について

マイナンバー（個人番号）を確認できる書類として次の 1～4 の何れか 1 つをご提出ください。

- 1：個人番号カード（顔写真あり） ※両面コピー
- 2：通知カード ※表面コピー
- 3：個人番号の記載された住民票の写し
- 4：個人番号の記載された住民票の記載事項証明書

3. ご提出いただく書類について

①上記 2.の個人番号を確認できる書類

②弊社からお送りした個人番号提供書

（住所・氏名・生年月日が予め印字されているもの）

なお、印字されている**住所・氏名・生年月日**が相違している場合は、お取扱店までご連絡ください。